

山梨県の融資制度のご案内

経済変動対策融資

不況業種対策関係（セーフティネット保証5号対応）

業況の悪化している業種を営み、売上高が減少していること等について、事業所が所在する市町村長の認定を受けた中小企業者の資金繰りを支援する融資です。

融資対象 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者【SN5号】

（主な認定要件）認定の詳細は各市町村の商工担当課にお問い合わせください。

指定業種に属する事業を行っており、次のいずれかに該当するもの

- ・最近3か月の売上高が前年同期と比して5%以上減少していること
- ・最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少していること
- ・（1）最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、（2）最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること、（3）最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること
- ・最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること

限度額 運転資金 5,000万円

融資利率 5年以内 1.3% 10年以内 1.5%

保証料率 0.8%

償還期間 10年以内（1年以内の据置を含む）

申込書類 市町村長の認定書（セーフティネット保証5号）、納税証明書、財務書類などが必要となります。

◇取扱金融機関◇

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
 商工組合中央金庫 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行
 JA北富士 JA鳴沢村 JAクレイン JAフルーツ山梨 JAふえふき
 JA山梨みらい JA南アルプス市 JA梨北 JA山梨信連

県庁産業振興課や最寄りの金融機関などにお気軽にご相談ください。

中小企業金融相談窓口のご案内

▼ 中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。 ▼

場所 県庁別館3階 産業振興課

相談時間 9:00～16:00 水、木、金（月、火は金融担当職員が対応します）

電話番号 055-223-1554（直通）

問い合わせ先

山梨県 産業政策部 産業振興課
 TEL 055-223-1537（直通）